

港区創業・スタートアップ支援事業補助金 更新申請（賃借料）のご案内

平素より港区中小企業施策に御理解・御協力いただきありがとうございます。

令和6年度に申請いただきました港区創業・スタートアップ支援事業補助金の賃借料について、令和7年度の更新書類をお送りいたします。以下の記載事項を必ずご確認ください、期限までに更新書類のご提出をお願いいたします。なお、補助金の交付は、更新申請をまず行っていただき、港区からの更新決定を経て、3か月ごとに請求書等を提出いただいた後となります。

●更新申請について

下記の更新時提出書類一式を**4月18日（金）（消印有効）までに**ご提出ください。

※提出期限までにご提出がない場合は、更新ができませんのでご注意ください。

提出いただいた更新申請書類を審査後、令和7年度（4月～12月分）の更新決定通知書及び請求書（区様式：4月～6月分）をお送りしますので、請求書に振込口座等を記入してご返送ください。皆様からの請求書の到着・確認後、約2か月程度でご指定の口座に補助金をお振込みします。

●更新時提出書類

<産業振興センターHP>

※産業振興センターHP「創業・スタートアップ支援事業補助金」内の

「令和7年度の賃借料の更新申請（令和6年度交付決定者が対象）こちらをご確認ください」に様式（データ）を掲載しています。



①更新申請書(第17号様式)

②事業報告書(第18号様式)

③賃貸借契約書または利用契約書(全ページの写し) ※令和7年4月1日時点の契約のもの

④【法人のみ】履歴事項全部証明書(発行後3ヶ月以内:原本)

⑤最新の法人事業税及び法人住民税(法人)又は特別区民税・都民税(個人)の納税証明書

※下記に該当しない場合は提出不要です。詳細は同封の提出書類確認シートをご確認ください。

【法人】確定申告を終えている➡法人事業税及び法人住民税の納税証明書(都税事務所発行)

【個人】令和6年1月1日現在、港区民であった

➡特別区民税・都民税の納税証明書(港区役所発行)

・令和6年1月1日現在、港区民ではなかったが港区内で事業を開始していた

➡特別区民税・都民税【事業所課税】の納税証明書(港区役所発行)

⑥最新の確定申告書の写し ※下記に該当しない場合は、提出不要です。

【法人:法人税】法人税の確定申告を終えている者

【個人:所得税】令和6年に売り上げがあった者

※法人・個人ともに、電子申告の場合は、「メール詳細」または「受信通知」も提出してください。

●更新申請書の提出方法

【提出フォーム:法人】

【提出フォーム:個人】

①オンラインの場合

➡右記のQRコードからオンライン提出フォームに移動し、各様式をダウンロードして申請してください。



・法人は「商業登記電子証明書」、個人事業主は「マイナンバーカード」が必要です。

・オンラインで更新申請した場合は、その後の請求書の提出もオンラインで行っていただきます。

②郵送の場合

➡裏面記載の「補助金の問合せ・郵送先」に提出書類を郵送してください。

●令和7年度のスケジュール（予定）

まず、更新申請を行っていただき、区の更新決定がされた事業者は、3か月毎に必要な書類（請求書（区様式）・賃借料を支払ったことが分かる資料）を提出していただきます。

※賃借料を支払ったことが分かる資料（通帳や入出金明細等）

例：4月～6月分→前月払いの場合は、3月～5月の引き落とし箇所が分かる資料

※年度途中での変更申請が必要な場合や補助対象外となる場合は、下記の「更新に関する注意事項」に記載しておりますので、必ずご確認ください。

スケジュール（予定）	区からの様式等送付	区への提出締切	入金予定	提出書類
更新申請（今回）	3月中旬	4月18日	-	●更新時提出書類のとおり
1回目（4～6月分）	6月中旬	7月下旬	9月下旬	・請求書（区様式） ・各月の賃借料を支払ったことが分かる資料
2回目（7～9月分）	9月中旬	10月下旬	12月下旬	
3回目（10～12月分）	12月中旬	1月下旬	3月下旬	

★更新に関する注意事項(必ずお読みください)★

●年度途中での変更申請が必要な場合 ※別途同封の変更申請書をご提出ください

- ・社名を変更した場合
- ・物件や賃借料が変更になった場合
- ・法人成りした場合 等

※年度途中に移転等で賃料が増額となった場合でも、補助金額は更新決定時の金額から変わりません。

賃料が減額となった場合は、その事由が発生した月から再計算した金額での補助となります。

●補助対象外となる場合 ※その事由が発生した月の前月分までの補助金交付となります

- ・創業・スタートアップ支援事業補助金募集要項の補助条件から外れた場合
※募集要項については、産業振興センターホームページでご確認いただけます。
- ・代表者が変更になった場合
- ・区外移転した場合
- ・バーチャルオフィスに移転した場合
- ・廃業した場合 等

【補助金の問合せ・郵送先】

〒108-0014

港区芝 5-36-4 札の辻スクエア8階

港区産業振興課 経営支援係

創業・スタートアップ補助金担当 宛

[TEL:03-6435-4620](tel:03-6435-4620)